

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部国保年金課

1 補助金の名称等

3年度調査

補助金の名称	後期高齢者医療健康診査遠隔地受診助成金								
根拠規定等	文京区後期高齢者医療健康診査遠隔地受診助成金交付要綱								
創設年月	令和	3	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	04保健事業費	01保健事業費	01健康診査費	01健康診査等事業費	01健康診査等事業費	101			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第44号)第2条に規定する健康診査の受診機会を確保するため。					
補助事業等の内容	後期高齢者医療健康診査の受診対象者となる被保険者のうち、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けた施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。)に入所又は入居している住所地特例者(以下「サ高住入所者」という。)が健康診査を受診する際、居住地が遠隔地であること等の理由により、区が実施する後期高齢者医療健康診査の受診対象医療機関での受診が困難である場合に、サ高住入所者は受診対象医療機関以外の医療機関にて受診できることとする。その際、当該健診に要した費用を助成する。					
補助対象経費の内容	受診費:健康診査受診時の被保険者の自己負担額					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 後期高齢者医療健康診査受診対象の被保険者のうち、上記サ高住入所者					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕					
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 区が地区医師会等と契約した特定健康診査等委託単価(基本項目(法定))に相当する額を上限とする(千円未満の端数があるときは切り捨て)。自己負担額が上記単価額を下回っている場合は自己負担額に相当する額とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	対象者へ案内を送付					
実績報告書時における 使途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕					
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区	国	都	補助対象者
	上乗せの内容・理由	住所地特例制度の適用にあたり被保険者に選択の余地はなく、文京区から転出するにも関わらず、自動的に文京区の健康診査受診対象となる。区内指定医療機関で受診する費用負担のない被保険者と遠隔地で受診する被保険者とで差異を生じさせないため、受託事業収入と補助額との差分について区で負担する。				

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	サ高住入所者が、受診のために文京区へ来訪するとなると負担が大きいことから、対象者のニーズに沿っている。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	健康診査、保健指導の実施により、生活習慣病の発症や重症化を予防することとしている(総合戦略事業番号101)
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	健康診査の受診費用は無料としており、対象医療機関で受診できないサ高住入所者についても、無償化する必要がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	-	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	対象者へ案内を送付する予定である
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	対象者の後期高齢者医療の資格情報から、入所施設を特定し、申請に基づき助成を決定する。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	公平性を確保するため、また被保険者の利便性の観点から費用助成を行う
	補助金の交付による効果が認められるか	○	サ高住入所者の健診受診時の負担軽減に効果がある。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	受診方法の選択肢を増やすことにより、被保険者の受診率向上に寄与できる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	-	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(予算)			
交付(見込み)件数	2			
決算(予算)額	18			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	18			
一般財源	0			
2年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

後期高齢者医療制度の被保険者数は増加傾向にあり、都外サ高住入所者も増加していく可能性がある。事業開始後の反響や実績によっては、交付件数を増やしていくことが必要となる。